

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託

2 契約の相手方

ランドブレイン株式会社 大阪事務所

3 随意契約理由

あいりん地域を中心とした諸課題や西成区の将来に向けた課題等の解決などを図るため、「まちの活性化・イメージアップ」「若者や子育て世帯の流入促進」を最終的な目標として、平成25年度から西成特区構想を開始し、平成25年度から29年度までの第一期計画では、「あいりん地域を中心とした環境改善」の取組、令和4年度までの第二期計画では、第一期計画の取組を基盤として、「にぎわいの創出やまちのイメージの改革など」の各種取組を進めている。

令和5年度から5年間の第三期計画では、これまでのあいりん地域中心であった取組を西成区全体に広げ、「人口減少に歯止めをかける」ことを目標に、子育て・教育分野やまちづくりの分野について重点をおいて取り組んでいくこととしている。

まちづくりの分野の「あいりん総合センター、市営萩之茶屋第二住宅跡地及び両建物間の市道」（以下「跡地等」という。）の利活用については、令和3年3月に大阪府・大阪市で策定した「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想」（以下「活用ビジョン」という。）の実現に向けて、地域との議論を深めるとともに、公募に向けて事業者の参画意欲を高める取組につながる「住民の福利・にぎわいゾーン」（跡地等北側の大阪市宅地（融合空間の多目的広場を含む）を指し、以下「北側宅地」という。）の具体的な利活用について、必要な調査及び検討を行う。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和7年7月7日に実施した、令和7年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度天下茶屋駅前まちづくり検討調査業務委託

2 契約の相手方

日本工営都市空間株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

西成区では、令和5年度から令和9年度までの5年間で計画する第三期西成特区構想において、「西成区全体で子育て世帯の転出の抑制と流入の促進につながる魅力的なまちづくりに向けて、本格的に取り組・検討を開始する」こととしている。

天下茶屋駅周辺については、2031年（予定）のなにわ筋線の開業により、新たな交通動線が整備され、さらに高いポテンシャルが見込まれることから、今のまちが抱える課題を解消しながら、新たな流入層の受け皿として、若者や子育て世帯が住みやすい環境を整えるためのまちづくりをめざしている。

とりわけ、天下茶屋駅前では、駅前市有地を中心に、新たなまちのイメージアップにつながるまちづくりコンセプトを検討し、このエリアの魅力向上とその効果を駅周辺地域へ波及させることをめざし、令和4年度より検討を進めている。

本業務委託では、第三期西成特区構想を踏まえた天下茶屋駅前まちづくりの実現に向けた検討調査を行うことを目的とする。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和7年7月9日に実施した令和7年度天下茶屋駅前まちづくり検討調査業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）